

平成 28 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社指月電機製作所
代 表 者 名 代表執行役社長 伊藤 薫
(コード番号 6994 東証第2部)
問 合 せ 先 常務執行役管理本部長 友松 哲也
(TEL 0798-74-5821)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 11 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 1 月 1 日

(ご参考)平成 29 年 1 月 1 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更後
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 効力発生日

平成 29 年 1 月 1 日

以 上